

「鳴門市いじめ防止基本方針」改定について
意見募集に対する結果公表

1 募集結果

募集期間	平成29年12月11日(月)から平成30年1月15日(月)
意見等提出者数	1人
提出件数 (提出方法内訳)	1件 (郵便通、FAX通、E-mail 1通、直接持参通)
意見等の反映状況	A 意見等を計画等に反映するもの・・・・・・・・・・ 0件
	B 意見等が既に反映されているもの・・・・・・・・・・ 1件
	C 意見等を今後の参考とするもの・・・・・・・・・・ 0件
	D 意見等を反映する見込みのないもの・・・・・・・・ 0件

2 意見等の分類

項 目	件 数
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1件

3 意見等と市の考え方

第4章 「いじめ防止等に関する基本的な考え」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	<p>いじめ防止対策推進法の「いじめの定義」等が、教職員は基より、保護者や地域住民の方々にいかに浸透させ、理解してもらえるかが大切である。</p> <p>未だに、旧のいじめの定義で判断している方も多く見られ、あるいじめ事案に対しての認識の差が見られる。児童生徒が、安心して安全に快適に学校生活を送れるよう、切に願います。</p>	<p>本方針では、学校におけるいじめへの対処方針等の情報を日頃より、家庭や地域に積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得られるよう努めることとしています。</p> <p>また、いじめ防止対策推進法で規定される「いじめの定義」等の認識やいじめ防止等への実践についても校長を中心に、組織的な取組をすることとしています。</p> <p>これらの方針に基づき、児童生徒が、安全で安心して学校生活を送れるよう、関係機関等が一体となって、いじめ防止等の対策を推進していきます。</p>	B